（指導及び助言）

**第百十八条の五**　機構は、農水産業協同組合に対し、経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合として主務省令で定めるものの自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（国際協力）

**第百十八条の六**　機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

第百十九条第一項ただし書中「第百六条」の下に「、第百七条第三項において準用する第五十二条第五項」を、「第百十条第一項を除く。）」の下に「、第七章の二（第百十条の十四第五項において準用する第百一条第二項、第百十条の十六及び第百十条の十七第三項において準用する第五十二条第五項を除く。）」を加え、「並びに第百十八条」を「、第百十八条、第百十八条の三第一項及び第四項並びに第百十八条の四」に改める。

第百二十三条の次に次の一条を加える。

**第百二十三条の二**　特別監視代行者がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者の職務に関し特別監視代行者に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

３　犯人又は法人たる特別監視代行者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二十四条中「前条第一項」を「第百二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第百二十四条の二**　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第百十条の十の規定による命令に違反したとき。

第百二十五条中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第百二十六条中「第九十条」の下に「（第百十条の十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第百二十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「又は第百二条第二項」を「、第百二条第二項又は第百十条の十五第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第八十八条」の下に「又は第百十条の三第五項」を加え、「者」を「とき。」に改める。

第百二十九条第一項第二号中「、第百三条第二項又は第百六条第一項」を「（第百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）、第百三条第二項、第百六条第一項、第百十条の十六第二項又は第百十二条の二第四項」に改める。

第百三十条を次のように改める。

**第百三十条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二　第五十七条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

第百三十一条第一項第一号中「第百二十五条」を「第百二十四条の二又は第百二十五条」に改める。

第百三十一条の二第一項中「第百二十三条」の下に「又は第百二十三条の二」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第百二十四条」の下に「（第百二十三条第一項又は第二項に係る部分に限る。）」を加える。

第百三十二条第一項第二号中「第六十条の三第二項」の下に「又は第百十八条の四」を加え、同項第五号中「第百一条の二第二項」の下に「（第百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

２　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中「「業務」を「業務を」に、「」と、同法第四十四条」を「を」と、同法第四十四条」に改める。

---

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野上浩太郎

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

---

**法律第五十六号**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

２　地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

**附　則**

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉